

## 岡山カレーフェスティバル2024事業業務委託企画競争募集要領

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の岡山カレーフェスティバル2024事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

令和6年4月11日

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会  
会長 石井清裕

### 1 目的

今年の9月から11月に実施される「おかやまハレいろキャンペーン」に合わせ、リニューアルオープンした岡山城にほど近い優れたロケーションを有する石山公園を会場に、岡山カレー※や岡山産のフルーツを使ったスイーツに関する出店を一堂に集めたフェスティバルを実施することで、市街地の集客・周遊を促し、岡山市中心部を活性化させることを目的とする。

※岡山カレー…桃のチャツネ(注)を隠し味にしたご当地カレーで2020年に岡山市で誕生した。現在、市街地の40店舗以上の飲食店で提供されている。

(注)チャツネ…インド料理には欠かせない、ソースまたはペースト状の調味料のこと。野菜や果物に香辛料を加えて漬けたり、煮込んだりして作る。カレーを煮込む際に加えてココやうまみを出したり、カレーの薬味やナンや揚げ物の付け合わせやたれなどにも使う。

### 2 業務の概要

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| (1) 委託名   | 岡山カレーフェスティバル2024事業業務委託       |
| (2) 業務内容  | 別添仕様書(案)参照のこと                |
| (3) 委託期間  | 契約日から令和7年1月31日(金)まで          |
| (4) 概算予算額 | 10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内 |
| (5) 支払条件  | 完了後払い                        |

### 3 参加資格

- (1) 飲食関連事業(特にカレー)の実績があり、かつ2(4)で示した規模相当の実績があること。
- (2) 本事業の仕様書等の交付日時点で当協会会員であること。また、本社、支店、営業所等が岡山市内にあり、連絡調整が迅速に行えること。
- (3) 協会との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続き開始の申し立て、民事再生法による再生手続き開始の申し立て、または破産法による破産の申し立てがなされていないこと。

#### 4 日程及び期限

- (1) 仕様書等の交付 令和6年4月11日(木)
- (2) 仕様書等に関する質問受付 令和6年4月19日(金)午後5時30分まで
- (3) 仕様書等に関する質問回答 令和6年4月23日(火)午後5時30分までに回答予定
- (4) 企画提案書等の提出 令和6年4月25日(木)～令和6年5月7日(火)正午(必着)まで
- (5) ヒアリングの実施(予定)  
日時 令和6年5月15日(水)  
場所 岡山商工会議所  
※詳細は後日連絡する。

#### 5 仕様書等の交付方法

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会ウェブサイトのお知らせからダウンロードすること。

■ホームページアドレス (<https://okayama-kanko.net/organization/information/>)

#### 6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

##### (1) 受付方法

本事業に係る質問票【様式3】に質問事項を記載し、電子メールにより、(公社)おかやま観光コンベンション協会事務局(以下「事務局」という。)へ送信すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、送信後、電話(事務局直通 086-227-0015)により、着信の確認を行うこと。

■電子メール：[ovcas@okayama-kanko.net](mailto:ovcas@okayama-kanko.net)

##### (2) 回答方法

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会ウェブサイトのお知らせへ掲載する。

#### 7 企画提案書等の提出

##### (1) 提出方法

事務局宛に、「岡山カレーフェスティバル2024事業」と朱書きの上、一般書留または簡易書留により郵送、または持参すること。

##### (2) 提出書類

①企画競争(プロポーザル)参加申請書【様式1】

②会社概要(任意様式)

③類似事業実績一覧【様式2】

④企画提案書(任意様式)

ア 用紙は原則としてA4版仕様とし、縦置き横書き(横綴じ)とすること。ただし、表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

イ 本事業の取組方針を示すこと。

ウ 「岡山カレーフェスティバル2024事業業務委託仕様書(案)」4. 委託業務内

容の（１）～（４）に定める各業務の具体的な実施方法を示すこと。

⑤事業実施の体制（任意様式）

- ・どのような体制及び人員で事業を実施するのかが分かる体制図を作成すること。また、本業務の業務責任者について、氏名・所属・役職・職務経歴等を具体的に記載すること。
- ・事業実施にあたり、他の法人・団体等に一部業務を再委託したり、連携、共同して実施する場合、体制図に分かるように掲載すること。

⑥事業実施のスケジュール（任意様式）

⑦経費の積算表（任意様式）

- ・本業務に係る経費について、詳細な項目、内訳、所要経費等を全て見積もること。なお、消費税及び地方消費税を含む、またはそれが分かる積算表とし、税抜額のみでの積算表としないこと。

（３）提出部数 各 1 1 部

- ・社名、代表者印のあるもの 1 部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの 1 0 部（副本）

※参加申請書【様式 1】は正本 1 部のみで可。

※副本では、提出書類すべてにおいて社名・代表者印は一切表示しないようにすること。

なお、実施体制図等で他の法人・団体等の名称が出ることは妨げない。

（４）注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- ②提出する提案書は、提案者ごとに 1 案とする。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも特定されない。
- ④提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- ⑤参加申請書の提出後の辞退については、取り下げ願い書【様式 4】を令和 6 年 5 月 7 日（火）正午までに事務局へ持参により提出すること。提出期日以降の取り下げ願い書は受け付けない。

## 8 特定方法等

### （１）審査体制

提案のあった企画提案書等については、岡山市と協会で構成する岡山カレーフェスティバル 2024 事業業務委託審査会（以下「審査会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

### （２）審査方法

- ①審査会は、提出書類により審査を行うが、必要に応じてヒアリングを実施する。
- ②審査会は、評価基準をもとに 100 点満点で審査し、得点により最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③提案者多数の場合は、審査会に先んじて書類による一次審査を行うことがある。  
一次審査は評価基準を基に行う。

### （３）ヒアリングの実施（予定）

ヒアリングを実施する場合は時間、場所及び実施内容等の詳細とともに令和 6 年 5 月 8 日（水）に通知する。

### （４）提案書等の特定をするための評価基準

①別紙1「岡山カレーフェスティバル2024事業業務委託企画提案書等評価基準」のとおり。

②審査点数の平均点が60点を下回る提案については、最適提案者として特定しない。

#### (5) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①「3 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽または不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に審査会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合（ヒアリングを実施した場合）

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他審査会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

#### (6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは、提案書等を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

### 9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。審査会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。なお、最適提案者と協議が整わない場合、または最適提案者が契約締結するまでの間に失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

### 10 その他留意事項

(1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。

(3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。

(4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とする。

(5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。

(6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及びその単位は日本国通貨及び円とする。

#### 【提出先・お問い合わせ先】

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会事務局 担当：稲本・藤原

〒700-0985 岡山市北区厚生町三丁目1番15号 岡山商工会議所6階

電話：(086) 227-0015

FAX：(086) 227-0014

電子メール：[ovcas@okayama-kanko.net](mailto:ovcas@okayama-kanko.net)

# 岡山カレーフェスティバル2024事業 業務委託仕様書（案）

## 1. 委託業務名

岡山カレーフェスティバル2024事業

## 2. 履行期間

契約日から令和7年1月31日（金）まで

## 3. 委託業務の目的及び概要

今年の9月から11月に実施される「おかやまハレいろキャンペーン」に合わせ、リニューアルオープンした岡山城にほど近い優れたロケーションを有する石山公園を会場に、岡山カレー※や岡山産のフルーツを使ったスイーツに関する出店を一堂に集めたフェスティバルを実施することで、市街地の集客・周遊を促し、岡山市中心部を活性化させることを目的とする。  
※岡山カレー…桃のチャツネ(注)を隠し味にしたご当地カレーで2020年に岡山市で誕生した。現在、市街地の40店舗以上の飲食店で提供されている。

(注)チャツネ…インド料理には欠かせない、ソースまたはペースト状の調味料のこと。野菜や果物に香辛料を加えて漬けたり、煮込んだりして作る。カレーを煮込む際に加えてコクやうまみを出したり、カレーの薬味やナンや揚げ物の付け合わせやたれなどにも使う。

## 4. 委託業務内容

本事業の目的を達成するため、受託者は、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「委託者」とする）と十分に協議・調整のうえ、本仕様書の要件を満たす事業の企画、制作、及び実施を行う。業務実施にあたっては、業務計画の作成、各種調査などの準備段階から、店舗の募集・調整、精算、広報発信など事業の実施に付随する一切、及び事業報告を業務範囲とする。

基本的な業務内容は（1）～（4）のとおりとする。

### （1）フェスティバルの実施

岡山カレーを中心としたカレー全般（スープカレー、カレーうどん、カレーラーメン、カレーパンなどの派生するものも含む）及び、岡山産のフルーツなどを使用したスイーツ等の飲食物を提供する店舗を集めたフードイベントを提案の上、制作し、実施すること。

①開催日時 令和6年11月2日（土）～3日（日）

2日（土）は16時～20時、3日（日）は11時～20時、を開催予定時間とし、正式な時間は委託者と受託者が協議して決める。

②開催場所 石山公園および石山公園に隣接する旭川河川敷

③実施内容 店舗募集（店舗数は30店舗以上）、店舗への説明、店舗出店位置や提供メニュー等の調整、保健所・消防署ほか官公庁への各種届出、会場設営（テント・ブース、テーブル、ベンチ・イス、看板、電気ほか仮設インフラ、ゴミ箱、汚水処理、照明・音響など）、当日運営（チケットの販売管理、出店者・インバウンドを含む来場者への各種対応、警備など）、会場撤収・清掃・原状回復、精算事務など、飲食イベント実施にかかる一切の業務

- ④販売形態 チケット制またはワンコイン制（QR決済含む）、もしくはその両方とし、店舗・来場者の双方にストレスが少なく、かつ、簡易迅速に飲食物の提供・受取が可能な形態とすること。
- ⑤その他
- ・店舗募集にあたっては委託者と事前協議すること。
  - ・将来的な自走化も見据え、参加店舗には出店料の負担を求めるなど、委託者以外からも一定の財源を確保して実施すること。
  - ・会場設営において、必要場所に必要物品（電源等含む）を設営し、出店者と調整の上、使用可能な状態としておくこと。なお、事前に必要な電気容量を確認し、事故のないようにすること。
  - ・設営した資材等は、風雨の影響による事故を防ぐために必要に応じてウエイトの設置など対策を講じること。
  - ・出店者からは各テント内の配置図を事前に受け取り、火災や事故などのないよう注意・指導を行うこと。
  - ・当日の会場において、インバウンド対応をとること。
  - ・残飯類、使用済み容器・スプーン・箸類、廃油、廃食材などイベントに際して生まれる一切のごみは、受託者で処理すること。なお、来場者や店舗等から、公園、河川、排水溝、道路等に捨てられたり流されたりしないようにすること。
  - ・事業により発生した排水は、公園内の設備に流さず、受託者において持ち帰り適正に処分すること（排水不良が発生したら、早急に排水改善を行うこと）。
  - ・公園の使用後は復旧・清掃を行うこと。なお、雨天時又は雨天後の使用により、園地に不陸が生じた場合は、速やかに不陸の整正や必要な転圧を行い、原状に復すること。
  - ・公園の周辺道路において、交通の安全又は公益上支障とならないよう必要な措置を講ずること。
  - ・騒音等、公園近隣の迷惑にならないよう配慮すること。
  - ・ごみ箱は分別が容易にわかるように文字等デザインすること。
  - ・持続可能性に配慮した容器の使用、食料廃棄物の抑制、資源ゴミの分別を行うなど、SDGsの取り組みを意識すること。
  - ・電源ケーブル等は通行の支障にならないよう、養生など十分に対策を講じること。
  - ・清掃等は公園内トイレを含み、清掃道具、トイレトーパー等を準備すること。
  - ・すでに石山公園内で営業している飲食店舗の営業を妨げることをしないよう、当該店舗と協議し、共存共栄が図られるようにすること。
  - ・来場者が誤って川に転落しないよう河川敷などに警備員を配置させるなどし、注意喚起を徹底すること。
  - ・夜間開催時には、安全な明るさを十分に確保できる照明を準備すること。
  - ・開催時期における社会情勢に応じた感染症等の対策を講じて実施すること。
  - ・その他、インバウンド対応やDXに関する独自提案を行うこと。

## (2) 集客を図れる広報発信

本事業の実施にあたって、多くの方の来場が見込めるよう、効果的な広報発信方法を提案の上、実施すること。方法は、WEB、動画配信、チラシ、ポスター、雑誌掲載、交通広告など問わないが、令和4年11月のリニューアルオープン後人気を博している岡山城や、岡山のスrongポイントである高級フルーツの出店などと絡めて発信することで、県内外の人に対して、ここでしか味わえない魅力が訴求できるよう意識すること。

また、岡山DC推進協議会が実施する全体広報との連携をしっかりとること。

### (3) 効果測定

事業の実施にあたって、来場者数等が把握できるよう努めるとともに、利用者・来場者、店舗等へのアンケートについて提案の上、実施すること。アンケートの手法は問わないが、回収が期待できるものとする。なお、アンケートの項目は委託者及び市と協議すること。

### (4) 緊急時対応

- ・大雨、台風などの自然災害等が予測される場合、委託者や市と事前協議をすること。その上で安全上の措置を講じることとし、開催内容の変更や中止が発生する場合は、事前に出店者との調整や来場者にインフォメーションを行うこと。
- ・すでに自然災害等が発生している場合は、速やかに委託者に連絡の上、作業者は安全に気をつけながら安全上の措置や、出店者との調整、来場者にインフォメーションを行うこと。
- ・その他、不測の事態、利用者救護等の緊急時には速やかに委託者に連絡するとともに、適切な対応を行うこと。
- ・上記を踏まえて、緊急連絡網及び緊急対応マニュアルを開催前に作成すること。
- ・天災等の不可抗力により開催が中止になった場合の、キャンセルポリシーを予め委託者に提示すること。

## 5. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得ること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 工程表（委託作業表）
- (3) 業務責任者届
- (4) 実施体制図
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る）

## 6. 業務報告書

- (1) 業務終了後、速やかに、業務報告書（参加店舗数、利用者数、出店店舗数、来場者数、利用者・来場者、店舗等の声などのアンケートの集計結果、把握した課題と次年度以降の実施に向けた改善事項、その他事業者視点での事業の分析、記録写真など）をすべて日本工業規格A列4版（一部A列3版可）にて作成し、3部提出すること。
- (2) 当該業務で制作したリーフレット等の成果物のデータ等一式を、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで、DVD等のメディアに収めて提出すること。なお、紙媒体で配布したものは、メディア提出とは別にアーカイブスとして各10部程度ずつ、委託者に納品すること。

- (3) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (4) その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、委託者と協議の上、報告すること。

## 7. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

## 8. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材（映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 9. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。



## 10. その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、調査、制作、進行管理全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために適宜委託者と打ち合わせを行い、必要に応じて委託者・市と協議を行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、石山公園または近辺の観光資源等において作業を実施する場合は、作業日程および作業時間について事前に委託者に連絡すること。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (5) 本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (6) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (8) 本仕様書4（1）記載の事業で来場促進を目的に特典等の提供を行う場合において、予定していた数量を提供できなかった場合は、提供できなかったことで余剰となった金額を、当初の委託料から控除した額をもって委託料とする。  
また、天災等の不可抗力により事業が中止となった場合は、その時点の未着手分の事業費を当初の委託料から控除した額をもって委託料とする。
- (9) 本業務について会計実地検査が行われる場合には、協力すること。
- (10) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (11) 本業務の実施にあたって、環境負荷低減に努めること。
- (12) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者・市と受託者とが協議して決めるものとする。

**岡山カレーフェスティバル2024事業業務委託  
企画提案書等評価基準**

審査項目	審査基準	配点
取組方針	事業趣旨の理解度	10
業務内容	実施内容 (仕様書4-(1)-③)	20
	販売形態 (仕様書4-(1)-④)	10
	設営・運営 (仕様書4-(1)-⑤)	15
	集客を図れる広報発信 (仕様書4-(2))	15
	効果測定 (仕様書4-(3))	5
	緊急時対応 (仕様書4-(4))	10
実施体制	実施体制・人員体制の構築	5
スケジュール	スケジュールの実現可能性の高さ	5
費用	事業経費積算の適切度	5
合 計		100

(注) 審査会委員の採点が平均で60点未満の提案は特定しません。